

平成 2 8 年度
第 4 回
社会福祉法人専門家会議
会 議 録

平成 2 9 年 3 月 2 8 日
東京都福祉保健局

(午後 3時28分 開会)

○渋谷指導調整課長 少々定刻の前ではありますが、本日、亀岡委員と竹内委員からは遅れて出席する旨のご連絡をいただいております、この時間は皆様おそろいになりましたので、ただいまより平成28年度第4回社会福祉法人専門家会議を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

本会議の事務局を務めさせていただきます、私、東京都福祉保健局指導監査部指導調整課長の渋谷でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、事務局より何点かご連絡させていただきますので、この後は着座にて失礼させていただきます。

初めに、本日の委員の出席状況でございますが、今、申し上げましたとおり、亀岡委員と、竹内委員から遅れて出席する旨のご連絡をいただいております。オブザーバーの八王子市福祉部の鈴木指導監査課長からは欠席する旨のご連絡をいただいております。遅れて参加の委員も含めまして、委員は7名中7名、オブザーバーは2名中1名、合計8名の出席予定でございます。

なお、事務局として、指導調整課長の私と、法人担当の岡本、指導調整担当の百瀬が参加させていただきます。

委員等の紹介につきましては、お手元に配付させていただきます委員名簿と座席表に代えさせていただきますと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、本日の配付資料を確認させていただきます。机上にお配りしております資料、まず、座席表、それから本日の次第、そしてその下に専門家会議委員名簿と、専門家会議設置要綱があります。そして、議事に使います資料1が、社会福祉法人経営力強化事業における平成29年度の取組（案）について、資料2は、都における地域協議会の設置について、平成29年度社会福祉法人経営力強化事業というものです。それから資料3としまして、厚いダブルクリップにとまっていますけれども、平成28年度の都の法人支援の実績についてということで、28年度実施して参りましたものの資料をまとめさせていただきます。そして、最後は、参考資料、これは報告事項の2点目、資料の2点目に関連するところになります。厚生労働省の通知で「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」のうちの抜粋をつけてございます。以上で資料の不足等はございませんでしょうか。

続きまして、会議の公開についてご説明いたします。本専門家会議のうち、今回のように都の取組について委員の皆様からご意見を伺う会につきましては、従前から、設置要綱の第7条ただし書きに基づき、委員長にお諮りし、公開としておりました。本日も公開とさせていただきます。

あわせて、議事録の取扱いについてご説明いたします。このように公開といたしました会議の議事録は、これまでも当局のホームページにて公表しております。

また、前回から、会議の議事録を会議開催後1カ月以内に公開するようになっており

まして、このため委員の皆様には、大変短い期間での議事録確認をお願いしているところでもあります。今回も前回12月第3回と同様の流れで議事録確認をお願いする予定ですので、ご協力のほど、改めてよろしくお願い申し上げます。

事務局からの連絡事項は以上になります。これから先の議事進行は、平岡委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。委員長の平岡でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、会議並びに会議に係る資料及び議事録についてですが、先ほど事務局から説明があったとおり、社会福祉法人専門家会議設置要綱第7条のただし書きで、委員長が認めるときは、会議並びに会議に係る資料及び議事録を公開することができるとなっておりますので、今回の議題については、公開とさせていただきます。改めて、皆様ご了承とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、初めに次第2報告事項の(1)平成29年度の都の法人支援の案について、事務局から説明があります。その後、皆様からご発言いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします

事務局、説明をお願いいたします。

○渋谷指導調整課長 それでは、資料1に基づいてご説明させていただきます。

資料1、こちら社会福祉法人経営力強化事業の29年度取組(案)についてということになりますが、前回、第3回12月の会議におきましてご説明し、委員の皆様からご意見をいただき、その後、検討を深めて参りました内容になります。

まず、表紙の裏面に、経営力強化事業全体図を示してございます。後ほどご報告させていただきますが、28年度から、法人の支援になるように、説明会等を開催したり、シートを作成して配付をしたりということをしてきたところですが、29年4月に社会福祉法の改正の本格施行になります。施行直後も、社会福祉法人の皆様は、大変ご苦労されると思いますので、都といたしましても、少しでもこの制度改革が円滑に進むように、法人の支援を、29年度特に重点に取り組みたいと考えて、少し充実した内容とさせていただく予定にしております。

29年度からの取組案のところですが、(1)としまして、気づきの支援については、28年度と同様に、引き続き監事説明会のフォローアップ編を開催したり、自己点検シートや決算確認シートの活用などにより、法人の皆様気づいていただくような仕掛けができればと思っております。そして、29年度中心は、(2)の改善の取組への支援ということで、前回もご説明したように、私どものイメージとしては、法人の対象を規模別に分けたイメージでありまして、全法人向けには、まず情報の提供の拡充ということで、社会福祉法人向けのホームページを開設しまして、課題解決の好事例、FAQなどの情報の掲載を予定しており、ここのホームページにアクセスすれば、社会福祉

法人にとって有益な情報が得られるというような内容を考えております。

イのところは、主に中小規模の法人向けということで、専門家を活用して、より改善が進むように、まずは、専門家紹介の仕組み、窓口を作るようなことを考えております。今、こちら括弧で示しているように、当面29年度は、公認会計士や税理士を紹介するような窓口を作るように考えております。

ウとエが小規模法人向けということですが、特に小さい規模の法人に、事務局の機能、事務局として運営をしていく中で、身につけなければいけない基礎的なところをお伝えし、身につけていただけるような研修を実施したいと考えております。

以上アからウは、この度、東京都社会福祉協議会と連携して実施していくということで調整しております。東京都社会福祉協議会は日頃から法人の支援をしていただいております。そのノウハウを生かしながら、実施していただくことになっております。

エのところは、所轄庁としての区市向けの評議員選任支援ということで、評議員のニーズはこれから増えていくところもありますので、区市の支援になるような説明会を都が直接行おうと思っております。

それから下段は、28年度と同じく、法人の活動状況の把握ということで、拠点別や、法人別の財務分析を行い、私どもの指導検査の中で生かすとともに、法人へフィードバックして、やはり法人の気づきの支援のところに役立てていただいたり、あるいは都民の皆様への情報の公開に役立てていきたいと考えております。

以上が全体像です。このうち、前回第3回の12月にも、専門家の皆様からご意見をいただいた、4つのテーマがございまして、それを反映し、修正したところをご説明しつつ、さらに、新たに加えたい点がございましたら、委員の皆様からご意見等いただきたいと思っております。

4テーマの1点目、1 監事説明会のフォローアップ編です。この後の資料は、修正したところを下線や太字で表記しております。基礎編のところは、既に1月19日に第1回を実施しまして、4月にも第2回を同じ内容で実施する予定ですが、内容は、制度改革の概要、監事の権限と責任、財務分析、法人の内部統制や会計監査などを、監事向けに説明をしました。

フォローアップ編では、新制度の下で、法人で新たな課題が見つかった場合、どうやってそれを解決するのか、取り組んでいくのかというときに、少しでも役立つような内容にしないといけないと考えております。理事会や評議員会への関与の方法や、また後ほど28年度の実績紹介で申し上げますが、法人が専門家のアドバイスを受けて、改善に取り組む場合に、都が補助金を出す社会福祉法人経営管理改善支援事業の結果のうち、他の法人でも参考にできるような取組事例を紹介することで、監事の皆様により実践的な内容の説明会を、29年度の後半に、監事説明会フォローアップ編ということで予定しております。

前回の説明の時に、どちらかと言うと、会計監査のような視点が強かったので、やは

りこれからは法人の運営、業務の監査、運営面の監査も大事ですから、そういう内容も入れるべきというような委員からのご意見もいただきまして、今日の内容の2つ目の○に改めて、会計監査に加えて、法人の業務監督の上での留意点なども加味して、説明、内容を詰めていきたいと考えております。

それから、次のページにいきまして、2点目の情報提供の拡充です。上の図にイメージということで、ホームページに色々な情報を載せて、社会福祉法人が容易にアクセスして、有益な情報を一気に見られるようにというふうに考えておりまして、ホームページに掲載する事項は、前回の委員の皆様からのご意見を踏まえ追加しました。例えば④ですが、他団体が行うような研修情報も載せて、できるだけ色々な研修情報を法人が得られるようにしてはどうかというご意見もありましたので、もちろん都だけではなくて、まずは、この事業も協力していただく、東京都社会福祉協議会や東京都社会福祉協議会経由で全国社会福祉協議会など、普段も連携が密になっている関係団体の情報は、掲載して参るようにしたいと考えております。

⑤の研修資料も、都や、東京都社会福祉協議会が実施する法人向けの説明会の資料を掲載するようにしたいと考えております。

それから⑨ですが、前回、法人が色々な課題があったときに、相談する窓口が分かるようにというようなご意見をいただきましたかと思えます。既にある各種窓口を一覧表にして、このホームページの中で掲載するようなスタイルを考えております。

それから、◆ですと、最後3点目で、法人への周知の方法、都所轄の法人への連絡だけでなく、区市所轄の法人への周知にあっては、やはり所轄である区市の協力を得ていく必要がありますので、私どもとしても改めて、法人の指導検査連絡会などで、区市へ周知をしているところであります。また、ホームページが立ち上がりましたら、改めて区市へ周知を行い、区市から法人へ情報提供していきたいと考えております。

次のページにいきまして、3点目専門家活用の支援です。法人が、専門家のアドバイスを受けたいと思っても、どういう専門家がいるのか、専門家にたどり着くツールがないようなときに、また、専門家の方も都内の社会福祉法人の状況を理解した専門家を紹介する、イメージ図のようなマッチングの仕組みを、29年度作っていききたいと考えております。実施方法としまして、専門家に対する研修の中で、今、申し上げた都内にある中小規模の社会福祉法人の実情を理解していただくような研修を実施した上で、法人に専門家を紹介する仕組みを構築していこうと思っております。

◆の2点目、研修は7月頃で、紹介が8月頃から開始できるようにしたいと思っております。これについて、前回専門家への研修も大事だが、法人側の理解を深めることが大事というようなご意見をいただきましたので、◆の2点目の※のところ、所轄庁向けにも、本事業の内容をお伝えしていますし、法人に対しては、来る4月の監事説明会、あるいは、その後5月には評議員説明会も予定していますので、そうした中で、周知を図った上で、8月以降、実際にこの仕組みができ上がった時には、改めて、東京都社会

福祉協議会と協議をして、より具体的に周知をしていきたいと思っております。

最後の※のところですが、今申し上げてきたように、前ははまだ専門家と申し上げていたのですが、29年度の専門家の団体としましては、最後のところに書いています日本公認会計士協会東京会と、東京税理士会との打合せは、既に始めておりまして、29年度については、この2団体と連携して、公認会計士や監査法人、税理士や税理士法人を紹介するような仕組みの構築を考えております。

前回、他の分野の専門家も紹介するような、例えば、リスク管理など法人にとっては大事なので、そういうところも工夫したらというお話もいただいたのですが、29年度は、この2団体との連携でこうした仕組みを構築していき、また、必要があれば法人のニーズを踏まえて、より拡大する必要があるれば、次にどうしていくか検討して参りたいと考えております。

最後の4点目、事務局機能の向上ということで、本部専従者がいないような小規模な法人に対して、法人の運營業務の事務を担当する方向への研修を実施して、必要な基礎的事項の習得を促していくというような趣旨であります。前回、委員の皆様から研修の対象や狙いを明確にして周知することが大事と、また、研修の内容の中に、会計の基礎なども入れるようにというようなご意見をいただいたので、今、下線を引いてあるあたりを少し明確にし、修正したところであります。◆の1点目のポツ1つ目では、法人の運營業務の担当者を対象に実施しますということ。それからポツ2つ目では、小規模法人における事務の進め方、役割分担等についての事例をお伝えします。ということで、評議員会の運営方法、社会福祉充実残額の計算方法、それから、ご意見もいただきました社会福祉法人会計の基礎などを講義の内容といたします。それからポツ5つ目が、法人関連の情報交換がこの研修の後も行えるように、研修を通じて法人間のネットワーク作りを促せるような仕掛けにしていきたいと思っております。

それから、研修内容をホームページで掲載します。最後に書きましたが、研修の対象や狙いを明確にして、東京都社会福祉協議会及び都から周知を図っていききたいと思っております。

以上、できるだけ前回の委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、修正したり、充実したつもりですけれども、実施までに少々時間がありますので、ご意見をいただいてより充実させるべきところは充実をさせていきたいと思っております。ご意見、アドバイスをいただければ幸いです。

よろしく願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、今、ご説明いただいた資料1で整理されている4つの項目について、順番に委員の皆様からご意見などを伺いたいと思います。

まず、1 監事説明会フォローアップということですね。2枚目の表側のところです。ご発言をいただければと思いますが、今の事務局の説明にあったように、前回の委員の

意見を踏まえて修正された点もあるということです。

他に、お気づきの点がありましたら、より効果的な監事説明会のフォローアップ編が予定されているということですので、委員の皆様からご意見やアドバイスなどお願いいたします。

今井委員、いかがでしょうか。

○今井委員 この会議でも前から申し上げておりますけども、このガバナンスというものは、機関構成という意味では、非常によくできてきていると思います。

ただ、問題は、これは実効的になるような運用ということにして、機関構成の土台はできたが、今度、実効的な運用というのは難しいですけど、例えば監事は、報酬をもらっていない方が多い。評議員も同じです。ですから、権限と責任は非常に強くなるわけですが、機関が実効的に運用されるという意味で、そのモチベーションの面で大丈夫かなということが、気にはなるのですが、ガバナンスとしては、非常に機関構成は充実していると言えらると思います。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。その他の点で結構ですが、いかがでしょうか。

高原委員から、法人の側の視点から何かご意見ありましたらお願いします。

○高原委員 ただいま、モチベーションという問題がありましたけども、このことについては、確かにそういう問題があると思います。この報酬又は謝礼の部分については、大体今回の改正に影響なく踏襲するというのが、どこの法人でも同じような傾向になっていると思います。

それは別として、前回のこの会議で、かなり色々な意見を出して、修正していただいているので、私としては、これでよろしいと思います。

以上です。

○平岡委員長 はい、ありがとうございます。その他の点、いかがでしょうか。

茨木委員、いかがでしょうか。サービスとか、事業の運営などの観点からご意見が。

○茨木委員 久しぶりの参加になっていて、もちろん議事録は読ませていただいていたんですが、随分議論が進んだなと思って聞いておりました。既に1月19日に実施1回目をされたということで、そのリアクションといいますか、参加された監事の方から、何かこれに対して、こういうものが必要とかいったような意見はあったのでしょうか。

○渋谷指導調整課長 第1回目は、今回の改正の趣旨や制度の説明が中心でしたので、リアクションというほどはないですが、その後も寄せられる質問や、こういう点が分からない、こういう場合にどうしたら良いかというような質問やご相談などは確かにいただいたりしますので、お答えしている内容を事例として参考にしたいと思います。

○茨木委員 今後研修していく中で、参加された方のニーズをより具体的に吸い上げて、また、良いものにしていくとよいと思ったのが1点です。

監事も、評議員も、横のつながりというか、こういうことでせつかく集まるので、ピ

ア（当事者同士）の情報交換の時間というか、好事例を紹介するということですがけれども、お互いの現状の情報交換というか、そういうグループで話し合うような時間も研修に設定されると、より良いのかなと思います。まだ手探りで始まっていくことだと思いますので、それをちょっと感じたのが1点です。

特にサービス内容について、監事がどういうふうに関わっていくのかということは、より現場の情報交換が必要だと思うので、ぜひそういう機会を設けたら良いと思いました。

以上です。

- 平岡委員長 ありがとうございます。ご意見として参考にしていただければと思います。その他の点いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見ありがとうございました。

続きまして、2の情報提供の拡充についてですが、こちらについても前回の委員の皆様のご意見を踏まえて、修正、追加していただいているかと思います。他にお気づきの点がありましたら、法人にとってどういう情報が有益かなど、内容の点など含めて、委員の皆様からご意見やアドバイスをいただければと思います。いかがでしょうか。亀岡委員、今、いらしたばかりですけれども。このアンダーラインの部分が、また新たに委員の皆様のご意見を取り入れて、追加されたところということなのですが。

- 亀岡委員 最近、厚生労働省と福祉医療機構で作られている社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムですが、各法人が情報をインプットし、それをいろんな方が自治体の方も含めて、情報にリンクできるというそういう、確か6月ぐらいから本格的に動き出すように伺っていますが、今、もう既にある程度アップしていると思いますが、それはここの中のどこかに入るのでしょうか。あるいは、この情報提供の中の一部に入るのでしょうか。

- 渋谷指導調整課長 リンクを貼るとは思います。亀岡委員がおっしゃっているのは、後ほども申し上げますが、国のほうで、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムというものを、今、試行運用をしまして、それが今後本格稼働し、6月で決算が出たときに、正式にそれに入力されていくというもので、国も28年の決算値が出て初めて、どんな情報を集計分析して、データを掲載していくかというのは、まだこれからなんです。それと都が用意するホームページとは、別ものではありません。

こちらは、社会福祉法人にとって必要な情報ということで、ここに掲載してあるような内容を、できるだけ1つのホームページに、この1から9のように、色々な情報を一体的に掲載するような場所で、国の情報も③のところになりますが、リンクを貼るのか、その公開したデータの許可を得て貼り付けるのか、今後整理して対応していきます。

- 亀岡委員 私も、あのシステムを見たときに良いかなと思ったのは、自分たちの計算関係書類のデータをサービス区別に入力していくことによって、自動的に集計されて法人単位の計算書類まで作成されるということと、あと、社会福祉法人充実残額について

も必要事項を入力することによって計算ができ、かつ社会福祉充実計画まで持っていけるという、もちろん見る人にとっても便利ですけど、法人にとってもこのサイトは有用なのかなと、さらに時系列に出せるので、財務諸表等電子開示システムとうまくリンクできるのと、あそこに出されているような情報というのは、確か私の記憶では、この東京都のほうで、色々なディスカッションをした結果があそこに成果として表われているのかなと思いますので、これからぜひ、財務諸表等電子開示システムとリンクするなどして、うまく利用されると良いと思います。

- 渋谷指導調整課長 今後は、国のほうの電子開示システムが本格稼働になった時に、厚生労働省とも調整し、情報をどれだけ得られるのか、詰めていきたいと思います。
- 平岡委員長 今のご意見は、法人のほうで、他の法人の情報も見ることで、参考になる部分もあるのではないかという。
- 亀岡委員 それもありますし、自分のところの情報も入れることができる。実際に、私の知っている東京都所管の社会福祉法人の方はすでに財務諸表等電子開示システムに入力されています。平成27年度の財務諸表の金額を入力されて、社会福祉法人充実計画が必要なのかどうかについて確認しています。本格稼働はまだですけど、すでに動いています。パスワードをもらってアクセスできますので、現場では既にやっているということですよ。
- 平岡委員長 社会福祉充実計画の作成の際に、利用に活用することもできる。
- 亀岡委員 そうです。そこで、1つの情報ですが、社会福祉法人会計基準、今はもう省令になりましたが、会計基準で示されている附属明細書の資金収支明細書と事業活動明細書をもとに財務諸表等電子開示システムに入力することになります。つまりサービス区別の金額を入力していかないと、法人単位の計算書類はでき上がらない仕組みになっているんですね。サービス区別の小科目の金額を入力することによって法人単位の大科目の計算書類まで自動的に集計されていくんですけども、会計基準では、事業活動明細書は、サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部までしか作成することになっていません。しかし、財務諸表等電子開示のシステムにおいては、その後の特別増減の部、繰越活動増減差額の部まで入力することになっていますので、非常に有用な内容だと思います。各法人で導入されている会計システムでは作成できていることになっていると思いますので、実際の対応は可能かだと思います。
- 平岡委員長 ありがとうございます。この情報提供の拡充に関してですけども、この他に必要な情報があるかどうかですね。ということもあると思うんですが、高原委員から何かございますか。
- 高原委員 実績報告をする場合、官庁によって報告書の様式が異なるのではなく、事務の人たちのことも配慮して、フレームを作ってもらえると、非常にありがたいなと思います。

現場は、新しい法律ができる度に煩わしい入力作業が増えてくるというのでは、非常

に厳しいので、その辺の配慮をしていただければありがたいというふうに思います。

○平岡委員長 はい、ありがとうございました。何か課長さんからございますか。

○渋谷指導調整課長 高原委員、実績報告は何の実績報告の様式でしょうか。

○高原委員 様式というか、東京都に財務も含めて、報告するわけでしょう。そうすると、国もある、都もある、福祉医療機構もあるとこんな感じになって、現場にはいろいろ作業が来るわけですよ。だから、入力の手間がなければいいなというふうに、私は気にしているわけですが、私の指摘のポイントが少し外れているようです。

○渋谷指導調整課長 まず、今日のこちらの資料の②に書いてある実績報告というのは、説明が足りませんでした。今年度行っているこのタイトルの経営管理改善支援事業という補助金のことです。補助金の実績報告として、既にフォーマットをお示ししております。提出してもらうものであります。法人調査書や、施設の現況調査書も、既にフォーマットをお渡しはしています。確かに、このホームページからまとめてダウンロードできるようにするなど、工夫をしていきたいと思っております。

高原委員がおっしゃったように、もし今後、法改正や新しい様式ができたときにも、常にこちらのホームページの内容を、下から2つ目の◆にも書いてありますが、更新するときにそうしたフォーマットは、掲載して、使いやすいようにするような工夫は、継続していきたいと思っております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、3に進みたいと思っております。専門家活用の支援についてですが、まだ関係者間で調整中の事項が多いということがございますが、法人側のニーズと、公認会計士や税理士といった専門家の支援を結びつける窓口として、重要な事業であるということになるかと思っております。皆様からご意見、アドバイスをいただきまして、さらに充実を図るという考えであるということですので、よろしく願いいたします。

どうでしょうか。相談を受ける側の専門家の立場ということで、亀岡委員。

○亀岡委員 大変すばらしい仕組みにはなっていると思っておりますが、平成29年4月1日以後は、収益が30億円超又は負債が60億円超の法人は会計監査人を設置しなければなりません。それ以下の収益が20億円超で30億円以下、又は負債が20億円超で40億円以下の法人、さらにそれ以下の収益が10億円超又は負債が20億円超の法人についても、自主的に公認会計士等の会計監査を導入すれば200万円ですが補助金を出すというモデル事業を国として実施するようですが、東京都として同様の補助事業を行うと自主的に公認会計士等の会計監査の導入が進むのではないのでしょうか。このような前向きな施策等のお考えはあるのでしょうか。

○渋谷指導調整課長 今、亀岡委員からご質問いただいたのは、いわゆる国庫補助事業でありまして、会計監査にそのモデル事業というのが立ち上がるそうです。私どもも用意はしております。ただ、亀岡委員がおっしゃったように、国が、簡単に言うと会計監査の必置のラインを、今の収益で30億以上から20億に下げて、大丈夫かどうか、1

0億に下げて大丈夫かという意識の中で、国としてモデル事業を行って、成果を国にフィードバックしていくというのが目的のようなどころもあるようです。その内容を確認しつつ、都としても補助事業を用意しておきまして、何法人か手を挙げるところがあれば、国に進達をして実施してもらって、補助金を法人のほうにお出しするというような仕組みは作る予定であります。

ただ、国で補助の考え方が、固まっているので、委員の方々の意見を伺ってもそれを変えられるものでもないもので、本日、ご報告は省かせていただきましたが、国庫補助を使って、都としても補助事業を実施する予定にはしております。

○平岡委員長 はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

こちらにつきましても、法人の側から見てどうかということで、高原委員から何かございましたらお願いいたします。

○高原委員 実態を正確に把握しているわけじゃございませんけれども、あちこちの法人に聞いていますと、かなり具体的に話が進んでいるような状況にはあると思います。全体としては、調整をして、専門家を紹介していくという作業は大事ななというふうに思います。

○平岡委員長 はい、ありがとうございます。そうしますと、できるだけ早くこの事業を利用できるようにすることが望ましいということかなと思います。

その他いかがでしょうか。

○亀岡委員 今、おっしゃったとおりだと思いますが、会計監査人の設置義務の基準が段階的に収益が20億円超、若しくは10億円超と下がっていくということと、現在当該法人の顧問となっている公認会計士の方などは、そのまま当該法人の会計監査人になっていただくこともあると思います。会計監査の対象は計算書類の第1様式となっておりますが、内部統制の整備状況についても、指導的なことを会計監査に期待されています。計算書類の第1様式の適正性の監査結果だけではなく、指導的役割として内部統制上何か指摘事項があれば監査結果の報告を要請されているようです。

そうなると会計監査に対する期待が高まってきますので会計監査人となる方を紹介する仕組みをきちんと作っておく必要があります。かなりきちんとした仕組みを作っておかないと、適切な方が不足する事態が生じるおそれがあります。したがって、今から計画的に専門家を紹介する取り組みをしていただくということは適切な対応だと思います。平成29年4月からは収益が30億円超が会計監査の対象となりますが、社会福祉法人全体から見れば該当する法人は2%ぐらいしかありません。さらに、次の段階で収益が20億円超となり該当する法人は4%ぐらいになって、その後、収益が10億円超となり該当する法人は10%と一気に広がりますので、この専門家を紹介する仕組みをきちんと作っておかないといけないと思います。是非、計画的にさせていただきたいと思っております。すばらしい仕組みですので、後は、どう運用するかということだと思います。

○渋谷指導調整課長 この3のところは、対象としては、会計監査人が非設置の中小規模

法人でも、ちょっとした課題があったときに、単発でここに相談という仕組みなのですが、確かに、今、亀岡委員がおっしゃられたように、特に日本公認会計士協会東京会とも連携が深まってまいりましたので、確かにこれから会計監査人の義務のラインが下りてくるということは、それだけ対象の法人も増えてきますので、そういうところに対応できるように、今からそういう意味での連携も深めておきたいと思います。

○平岡委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、次の4の事務局機能の向上、事務担当者向け研修についてに進みたいと思います。こちらは、小規模法人の法人運營業務の担当者を対象にした研修ということですが、皆様からご意見や、アドバイスをお願いいたします。この点については、竹内委員から何かご意見いただけますでしょうか。

○竹内委員 これについては、会議で申し上げた内容を整理していただいて、こういう形にしていると思いますので、よろしいかと思えますけれども、少し、実際講義で行う内容のところ、ここでは、お金のことが少し中心になっているきらいもありますので、そのほかの基礎的な法人の運営の考え方みたいなところも、少しずれているところがあるのかなと思ったりもしますので、そういったところから含めて、逆にそれは東京都社会福祉協議会もある程度役割があるのかなとは思いますが、そういったことも少し含めてやっていただくと、正しい法人運営ができるのかなと思っております。

○平岡委員長 ご参考にしていただければと思います。

○亀岡委員 事業内容のところの、ポツ2つ目の下の※のところですが、小規模な法人に対して、社会福祉充実残額の計算方法とか、社会福祉法人会計の基礎を講義等により事例の共有を図るとされていますが、考え方としては、これは社会福祉法人会計基準に基づいて作成された決算書を基に、社会福祉充実残額を計算することになると思います。社会福祉充実残額の計算は平成29年3月期からスタートで、6月に第1回の提出期限が来ていますので、講義が7月から11月実施になっていますが、大規模な法人では独自で計算ができるのかもしれませんが、専従職員がいないような小規模な法人もありますので、小規模な法人に対する手当について考えられておられるのでしょうか。

○渋谷指導調整課長 実は、先ほど、亀岡委員からご質問があったシステムにちゃんと入力されれば、計算できるものなので、どちらかと言うと、この講義の中では、出された数字の見方を伝える予定です。ただ、委員のご心配も確かです。当面は都や区市の所轄庁が相談に対応していくしかないと思っています。そして、質問や相談が蓄積されるようでしたら、質問が多かったのはこういうこと、こういう点に気をつけてくださいということをこの研修の中に盛り込んでいきます。

○亀岡委員 その時に、あわせてお願いしたい事があります。社会福祉法人の会計システムは社会福祉法人会計基準を基に作られていますので、事業活動計算書については、第4様式まではサービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、特別増減の部、繰越活

動増減差額の部までは記載することになっていますが、サービス区分別に表示される事業活動明細書はサービス活動増減の部、サービス活動外増減の部までしか記載することになっていません。内部取引は特別増減の部に記載されるので、会計基準のままではサービス区分間取引が表示することができないこととなります。財務諸表等電子開示システムでは事業活動明細書の特別増減の部、繰越活動増減差額の部まで入力することにより自動的に第1様式まで作成される仕組みになっていますので、事業活動明細書で特別増減の部、繰越活動増減差額の部までは記載していない法人、特に小規模の法人ですね。そういう法人が財務諸表等電子開示システムを使用しようとしても、入力の段階でエラーとなってしまいます。繰越活動増減差額の部まで入力しないと貸借対照表とリンクしないからです。

- 岡本統括課長代理 おっしゃるとおりだろうと思います。それで、実は、国のほうも試行段階で都道府県と市に対して、1回説明会がありました。この4月に、本格施行前にもう一度説明会があると。それで、今まで試行段階でそうやって問題があったところを踏まえて、システムも、また改修し、内容も変えつつ、それで、また新しいものとして、4月にやっていくというふうに聞いているところでございます。

我々も、まだ中身をどういうふうに、福祉医療機構や厚生労働省が変えたのか、まだ見えないところでございますが、もう本格施行の前ですので、きちんと国から説明をしていただけるものと思っております。また必要があれば、法人にもお伝えしていきたいと思っております。

- 亀岡委員 財務諸表等電子開示システムの入力の仕組みはいいと思います。会計基準では、資金収支明細書は最後の当期末支払資金残高まで記載する様式になっていますので、あとは事業活動明細書が最後の次期繰越活動増減差額まで記載する様式になればいいと思います。会計基準では要請されていないけれども必要なところを財務諸表等電子開示システムは入れていると思います。

- 平岡委員長 ありがとうございます。小規模法人ということですが、小規模法人は区市の所轄法人に多いと思われませんが、中里オブザーバーから何かございましたらお願いいたします。

- 中里オブザーバー この2月、3月まで行っていました財務諸表のシステムの試行運用で、今、お話が出ましたけれども、やはりそれぞれの法人から、いろいろ細かいことから、かなり核心に迫ったようなところまで、質問はいただいています。

今回は試行ということで、実際にシステムに触れてくださった法人も多いんですけども、小さい法人ですと、まだそこまでいきつかないというような法人もたくさんあるかと思えます。うちの所轄の法人でもありましたので。ですから、これから、今は試行運用も止まっていますけれども、本格運用になったときには、必ず入力しないといけないので、その段階で私どもの抱えるような小規模法人のほうから、もっと基本的な質問だとか、あるいはシステムの内容について、どう入力したらうまくクリアできるんだろう

というような話というのは出てくるのかなと思うので、今お話にありました、4月にある説明会で、国から、あるいは福祉医療機構から、どのような話が出るかというのを注視しているというところです。

- 平岡委員長 ありがとうございます。それでは、この事務局機能の向上に関して、よろしいでしょうか。報告事項（1）については、このぐらいにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項の（2）社会福祉充実計画の承認に係る手続きについてに入りたいと思います。

都における地域協議会の設置について、整理できたところとこのことでございます。まず、資料2に基づいて、事務局からご説明いただきたいと思います。その後、皆様からご質問等を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

- 渋谷指導調整課長 まず、最後にある参考資料が国の通知でありまして、説明は省かせていただきますが、社会福祉充実残額をどう計算して、充実計画には、どういうことを盛り込んでいかなくはけなくて、最後承認する手続きとして、こういう手続きがあるという通知になっております。その中の肝になる部分も踏まえて、私ども東京都域での地域協議会の設置についてどのようにするか考えてきたところですが、この通知等に基づいて、考えがまとまって参りましたので、ご報告させていただきます。

資料の1枚目、まず、1地域協議会の設置・運営についてということで、最初の○で、今の通知がありまして、主な内容として、（1）地域協議会の位置づけというのは、初期から示されているのは、①充実計画策定に係る意見を聴取すること。②で地域の関係者間のネットワークを強化して地域課題の共有、事業の役割分担、そういうのは、地域の福祉の推進に対しての強化を図るためにあるものというのは、もともとあったのですけれども、先程の通知の中で、（2）で所轄庁の役割が、より具体的になって来まして、地域協議会の実施責任はもちろん所轄庁にあるのですが、ポツ2つ目であるように、運営主体は所轄庁が地域の事情に応じて決定する。特にポツ4つ目で、可能な限り既存の会議体を活用して効率的に開催するようにとの指示もありました。裏面2ページ目にいきまして、実際その運営主体について、東京都といたしましても、東京都社会福祉協議会が、従来から地域福祉の推進を図ることを目的とした団体でありまして、普段からの地域における福祉のネットワークの構築や取組に加えて、今般、地域公益活動などを充実させるために、地域公益活動推進協議会も発足しまして、非常に普段から情報収集を行い、専門的な知識それからネットワークというのを有しておられるので、今、言った地域協議会の位置づけの中の①として中立公正かつ円滑な意見聴取を行う面で、普段からの東京都社会福祉協議会の専門性や組織力、地域のネットワークをもっておられること、それから、②地域福祉の推進に対しての強化を図るという中で、そうした既に東京都社会福祉協議会が持たれておられるという機能を活用させていただくことで、よりそういう意味では、効率的、効果的に、この東京都における、地域協議会の役割を果たし

ていけるのではないかと考えておりました、東京都社会福祉協議会とも打合せを続けております。現在、東京都社会福祉協議会において、この東京都地域公益活動推進協議会の他にも、各種会議体がありまして、そうした会議体を母体にするような形で、都における地域協議会の会議体を構成していく方向で、地域協議会としての都内の社会福祉充実計画に係る意見を提出する事務をやっていただく方向で調整を進めているところであります。

都としては、もちろん最初のページにありますように、所轄庁としての役割ということで、実施責任や必要な調整、あるいは東京都社会福祉協議会への補助金の支出等々予定しております。

このような形で29年度の4月か5月の早い時期に立ち上げて、5月頃には充実計画の中で地域公益事業を行う場合、意見提出に対応できるように、今、最後の詰めをしているところであります。

説明は簡単ですけど、以上でございます。

○平岡委員長 ありがとうございます。ご質問などありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

竹内委員から何か、ご説明いただけるとあれですが。

○竹内委員 これは東京全域なのか、いわゆる町村の部分なのか。

○渋谷指導調整課長 主に町村部分になるかと思えます。本当に都域で地域公益事業を行うところがあるのか、結果、都内法人で充実残額があって、社会福祉事業でやっても残額があって、地域益活動事業を行うところがあるのか、まだ図りかねております。ただ、意見徴収を求められた場合にすぐに対応できるよう、立ち上げておかななくてはならないと思っておりますので、今、準備をしているところです。

○平岡委員長 よろしいでしょうか。

○亀岡委員 教えていただきたいのですが、この経営主体についてというところですが、東京都社会福祉協議会ということよろしいのでしょうか。

○渋谷指導調整課長 地域協議会の運営主体を東京都社会福祉協議会になっていただくように、今、詰めをしております。

○亀岡委員 発足したというのは、東京都地域公益活動推進協議会が発足したということでしょうか。

○渋谷指導調整課長 はい。これは、東京都社会福祉協議会の中に、28年の9月に、東京都地域公益活動推進協議会というものは、既に発足されています。

○亀岡委員 それとは別に、地域協議会があるということですね。

○渋谷指導調整課長 メンバー構成は変わると思えますので、東京都社会福祉協議会の中に地域協議会というのを作っていただくことになると思えます。

○亀岡委員 東京都地域公益活動推進協議会と地域協議会との関係を、もう少し説明していただけないでしょうか。

- 平岡委員長 東京都地域公益活動推進協議会の実績があるので、地域協議会の運営主体は東京都社会福祉協議会が適切ではないかというご説明だったのですね。
- 渋谷指導調整課長 そのとおりです。もともと東京都社会福祉協議会の中に、東京都社会福祉協議会として、法人が協力して地域公益活動を行うことを検討する会議体としての東京都地域公益活動推進協議会というのがあるということです。既に東京都社会福祉協議会がそういう活動をされている実績を踏まえて、都としては、都の内部に改めて地域協議会を設けるのではなくて、東京都社会福祉協議会を運営主体として、都版の地域協議会を、充実計画のための意見を申し上げるための地域協議会を、東京都社会福祉協議会の中に作っていただく予定にしています。
- 平岡委員長 ということですね。東京都地域公益活動推進協議会は所轄庁とかかわらず、都内の法人が参加されていると。地域協議会は、基本的には所轄庁単位でおくということになりますね。ですから、東京都が所轄している法人が参加するという形ですが。
- 今、町村というお話があったんですが、それはどのようなことでしょうか。つまり町村は社会福祉法人を所轄していないので、東京都が所轄庁になるわけですけど、あと、広域的に事業をしている法人も入るわけですね。
- 渋谷指導調整課長 そうですね。まず、町村にある社会福祉法人の所轄庁は東京都ですので、そういう意味での所轄庁としての東京都が行いますということです。今、この地域協議会というのは、資料の1枚目の図の編みかけになっている部分の意見を申し上げるというところの役割を担うものです。この部分のために、用意をしていくということになります。
- 委員長の質問で、町村にある法人は都が所轄庁ですので、所轄庁として、あるいは、都域で何か地域公益事業が本当に都全域とかに及ぶような場合には、都に設けたこの地域協議会のほうで、意見を申し上げていかないといけないということです。
- 平岡委員長 はい、ありがとうございました。東京都地域公益活動推進協議会のほうは、実際に地域レベルで法人が共同して事業を推進するために取り組むという性格を持っているかと思うんですが、どうも地域協議会のほうは、所轄庁によって、参加する法人が分かれるということもありますので、都が所管するところはどっちかと言うと、チェック機能を果たすというような面が中心になるのかなと。やはり、これはなくては困るということで、置かれているわけですけども、そういうふうな理解でよろしいのかなと思っています。
- その他の点について、よろしいでしょうか。
- 岡本統括課長代理 もう一度整理させていただきますと、例えば、東京都知事が所管している法人であっても、ある特別区のみで地域公益事業を行おうとするならば、その地域公益事業について意見を求めるのは、その特別区の地域協議会となります。また、町村に法人本部を置く社会福祉法人が、町村で地域公益事業を行う場合については、町村は法人所轄庁ではないことから、地域協議会を設置できないため、東京都が設置する地

域協議会に意見を求めることとなります。

もしくは、都の全域で地域公益事業を行う場合については、東京都が設置する地域協議会に意見を求めることとなります。基本的には、それぞれの区とか市で地域公益事業を行う場合には、それぞれの区市の地域協議会へ意見を求めることとなります。

○平岡委員長 基本的な理解が不十分な点がありましたが、今、説明していただきました。この点は、共有していただければと思います。

○中里オブザーバー 今の岡本さんのお話からすると、東京都の所轄する法人が、例えばですけど、世田谷区で事業を行おうとする場合に、世田谷区の地域協議会にかけて、世田谷区で承認するという意味合いですか。

○岡本統括課長代理 そのとおりです。

○中里オブザーバー ちょっとそれは違うと思うのですが。

○岡本統括課長代理 訂正します。意見聴取は世田谷区の地域協議会が行い、充実計画の承認は東京都が行うということです。法人は、東京都に計画の承認を出すに当たって、地域公益事業をやる場合に、意見聴取をその地域、例えば世田谷で行うということであるならば、世田谷の地域協議会から意見をいただくこととなります。

○中里オブザーバー 私の理解からすると、ちょっと違うような気がするのですが、区と市の所轄する法人については、それぞれの所轄庁が実施責任を持って、何らかの運営をしてもらう人を設けながら、地域協議会というのを作って、地域公益事業について、意見をもらうという形をとった上で、でき上がった社会福祉充実計画についての承認を行うということになるのだと思うのですが、都道府県レベルの所轄の法人については、例えば、世田谷で地域公益事業を行うといった場合について、地域協議会で意見をもらうということではありますが、世田谷の設置した地域協議会から意見をもらうということは、まだちょっと決まってない話だと思っています。

○岡本統括課長代理 地域ニーズを把握して、地域公益活動事業を行うということですので、例えば、ある法人が世田谷区で行う、さらに杉並区でも行う。そうすると、世田谷区での地域のニーズがどうなのか、それから杉並区での地域のニーズがどうなのか、それぞれの地域の協議会でのご意見をいただいた上で、それを計画書申請に添付をしていただいた上で、東京都がその計画については承認していくということとなります。基本的にはそういう地域単位での考え方であるということについても、国に確認済みで、お話をさせていただきました。東京都の地域協議会が意見を回答するのは、先程言いましたように、町村、もしくは東京都全域で地域公益事業を行うという場合です。もしくは、東京都の範囲を超えて、埼玉でも、東京でも、千葉でもやるというような、広域で全体に渡って行うような場合には、東京都の地域協議会にそれを図って、地域公益活動の地域ニーズがあるということ、そこで確認をするというような仕組みとなります。

国のFAQの中で、自らの所管地域内において、他の所轄庁が所管する法人が、事業の実施を希望する場合には、どのように対応するべきかということについて示されてお

りまして、所管地域内における福祉サービスの充実が図られることとなるため、他の所轄庁が所管する法人であっても、当該他の所轄庁と連携を図り、自らの所管地域内にある地域協議会の開催等必要な支援を行われたいという回答になっています。国のFAQで、自らの地域の福祉サービスが充実するということから、その区や市が、そこで地域公益事業を行う法人の計画に対する意見を回答していくというような考え方で整理されていると理解しております。

- 中里オブザーバー その連携のことは、都と区市とで調整する必要があると思います。具体的な調整をしないまま、都所轄法人の計画案について、区市の地域協議会での意見聴取をといわれても、現状では混乱が生じると思います。
- 平岡委員長 ありがとうございます。この議題は、この仕組みについての報告ということですので、不明の点がありましたら、都の方からお知らせをしていただければと思います。
- 亀岡委員 資料2の参考にある、東京都社会福祉協議会の東京都地域公益活動推進協議会ですが、この内容を見ると、先ほどの地域協議会の内容にほとんど重なっているのですが、本来、役割が違うと思いますが、どうでしょうか。
- 竹内委員 東京都地域公益活動推進協議会は、個々の社会福祉法人による公益的な取組を推進することを責務として活動を行うことになっています。また、個々の法人だけではなくて、地域で課題を解決するときには、複数の法人が手を取り合うことが必要ということで、地域の中で、複数の法人でもいいし、地域全体でもいいし、ネットワークを作りながら、課題解決に当たります。またさらに、公益的な取組も、実施するには課題もあるかもしれないので、それは、東京レベルでネットワークを組みましようという3層の取組になっています。目的は、あくまでも責務で課されている公益的取組を、全法人がきっちりやっていくというために行うので、社会福祉法人だけが集まっているネットワークなんです。

地域協議会というのは、その他様々な住民も含めて、ご意見をいただきながら法人が地域公益事業をやっていくためにというものですので、社会福祉法人だけではなくて、様々な方が入ってくる必要があるだろうと思いますから、これと重なる部分があるかもしれませんが、これとは同一ではないと考えています。

- 高原委員 法人の側にいる者として、この東京都地域公益活動推進協議会は、収益の関係ではなくて、法人である以上、お金のあるなしに関わらず推進しようというものです。ですから、目指すはオール東京の法人がこれをやっていこうということです。地域協議会については、残額があって、それをどうやって有効に活用していこうかというときに、必要になってくる会議体と認識しています。
- 平岡委員長 分かりやすいご説明をいただいたかと思います。よろしいでしょうか。それでは、この件につきましてはこれで。

それでは、次に、報告事項3に進ませてもらいたいと思います。平成28年度の都

の法人支援の実績についてということです。資料3に基づいて、事務局からご説明をいただいで、その後、ご意見、ご質問をいただければと思います。それでは、説明をよろしくをお願いします。

- 渋谷指導調整課長 資料3については、実績報告ですので、簡単にご説明させていただきます。まず別紙1では、28年度に行いました各種説明会の実績ということで、制度の説明会、それから②が監事説明会、③が評議員説明会の内容と実績を掲載しております。

その次が、全部の法人に向けて、今回の制度改正の概要を説明したパンフレット、緑の冊子が評議員説明会のテキスト、青い冊子が監事説明会のテキストとなっております。

それから、もう1つ、法人の自らの気づきを促すための自己点検シートです。これも委員の皆様方のご意見等も入れて整理をしてきました。今日現在、まだ案になってございますのは、国の指導監査実施要綱が現在改正予定で、パブリックコメントの最中でありまして、決定され、都道府県や区市へ通知されるのは、4月の初めになろうかと思っております。通知を確認した上で、案をとって決定をして法人へお伝えしたいと思っております。

その次の、決算書確認シートは、今年度から法人に使っていただいているものです。

その次が、別紙2ということで、これが28年度に行いました社会福祉法人経営管理改善支援事業の概要です。収益10億円未満の中小規模の法人に対しまして、専門家から支援を受けて、例えば経理規程を見直す、研修体系を見直す、そういう改善を行う場合に、1法人あたり46万円の補助を行う事業を今年度実施しております。97法人に交付決定を行いました。

最後、財務分析の結果ということで、現在東京都のホームページで、27年度決算の集計、分析をした結果を載せてございます。こちら1枚目は、決算分析ができた法人が全部で963法人、そのうち、サービス活動収益別に、また縦のところには運営している分野別に分析をしております。

2ページ目は、これは例年行っていますが、財務指標7つの指標についてお示ししております。

それから3枚目は、1枚目にありましたサービス活動収益別に7つの指標を示しております。

それから、最後4点目が、かねてより拠点区分別の財務指標の平均値なども載せることで検討を進めておりまして、まず、今回27年度決算としましては、注1にありますが、保育、介護、障害の各分野から、最も施設数の多い施設種別を掲げてございます。施設数が少ないところの集計ですと、その値の意味するところが、ある施設のためにイレギュラーな値になってしまうということもあり、どこまで公表していくかということについては、都としても検討しておりまして、国の公表データなども踏まえて、法人や都民のためになるのかという視点から、引き続き、公表の内容や、データについて検討

を続けていきたいと思っております。この27年度決算の分析として、今現在、都のホームページに掲載してございますのは、以上の点になります。

簡単ですが、説明以上です。

○平岡委員長 はい、ありがとうございました。ご質問、ご意見いただければと思います。

○亀岡委員 ありがとうございます。この別紙2なんですけども、交付決定法人数というのは、97法人に対して交付決定を行ったということですか。

○渋谷指導調整課長 はい。9月の終わりに申請をいただきまして、10月に交付決定しまして、この年度後半、10月から3月に法人におかれて取り組まれておられ、もうすぐ実績報告をいただくところであります。

○平岡委員長 28年度の事業で実施済みということで、29年度はないわけですね。

○渋谷指導調整課長 29年度はないです。

○亀岡委員 目的のところ、29年度に行う支援等にも活用とありますが、これはまた別の話ですか。

○渋谷指導調整課長 この実績報告を受けて、良い事例を取り上げ、改善した内容が、他の法人でも役立つようであれば、先ほどの情報提供のホームページで、好事例として紹介させていただく、あるいは、研修の中の材料として使わせていただくことを考えております。

○平岡委員長 はい、その他よろしいでしょうか。

それでは、議題は一通り終了したということになるかと思いますが、全体を通して、ご質問やご意見などありましたらお願いいたします。

○亀岡委員 1つ教えていただきたいのですが、資料1の、2情報提供の拡充というところで、ホームページに掲載する事項に、⑦がありますが、これは、都が行う財務分析及び活動状況の分析結果となっておりますが、活動状況の分析結果は、大体どれぐらいを分母で行うのか、規模についてご説明をお願いします。

○渋谷指導調整課長 今、ご質問があった⑦のところの対象としましては、都が計算書類を受け取る法人全部を対象に分析を行います。今のところ、公表するデータ、先ほどの3の最後につけた内容を予定しております。27年度決算では、963の法人を分析してございます。それを載せていきます。28年度決算になりますと、国からも公表される部分もありまして、プラスアルファ、都がどういう指標を公表していくかという点についても、委員の皆様からご意見をいただいた会もございましたが、それらと合わせて整理をしているところです。改めてご報告できればと思っております。ご質問の対象としては、都が計算書類を受け取る全部の法人を分析対象にしております。

○亀岡委員 分析手法についてお聞きしたいのですが、財務諸表等電子開示システムに法人が入力すると機械で自動的に算出するのか、それとも各法人から上がってきたものをそのまま使うのか。それとも決算書を基に誰かがきちんと計算をされるのかという、その辺どうでしょう。

○岡本統括課長代理 決算書については、委託をして分析を行います。法に基づいて行うものですが、活動状況につきましては、専門家会議でもご意見をいただきましたように、これまでの法人の現況報告に記載されているデータ、例えば理事の就任年数や報酬額、さらに、それぞれの所轄庁でお願いしておりました法人調査書、これも東京都で統一的な様式をつくりまして、全ての区市、東京都と同じ様式で使っていきます。そこで集めたデータを平均値や分布など、法人の活動状況が分かるような形で、29年度中に公表していきたいと考えているところでございます。

○平岡委員長 その他、よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は全て終了いたしました。皆様からいただいたご意見を参考に、事務局において、来年度平成29年度の取組内容について、最終的な詰めを行って実施に移していくこととなります。よろしく願いいたします。

なお、本日は平成28年度、最後の会議となります。今回を最後に退任される委員がお2人いらっしゃいますので、退任のご挨拶を頂戴いたしたいと存じます。

まず、今井委員からよろしいでしょうか。

○今井委員 今井でございます。私は、今回の専門家会議の前身の社会福祉法人の適正化に関する会議の時から、社会福祉法人の制度改革について関わらせていただきました。本当にありがとうございます。各委員の先生方の、非常に専門的な見地からのご意見を聞きまして、私、法律が分野でございますが、非常に参考になりました。今回、社会福祉法人につきまして、ガバナンスの面では、先ほど最初に申し上げたように、機関構成としましては、非常に充実したものになってきましたので、4月以降この運用をいかにして効率的にやっていただくか、大変だと思いますが、ぜひ、引き続き皆様のご活躍をお祈りしたいと思っています。どうもありがとうございました。

○平岡委員長 どうもありがとうございました。それでは、松浦委員からお願いできますでしょうか。

○松浦委員 社会福祉法人専門会議の委員の皆様には、お忙しい中、今年度も4回の会議にご出席いただきまして本当にありがとうございました。

今般の社会福祉法人制度改革は制度発足以来の大幅な改正でございますけれども、これまでの専門家会議におきまして、各法人が新たな制度に的確に対応できるよう、都の施策などにつきまして活発なご議論と、貴重なご意見をいただきました。本当にありがとうございます。

おかげさまで、改正社会福祉法が施行される前の準備段階で今年度まで、社会福祉法人に対する支援を円滑に行うことができました。また、新たに29年度からの経営力強化事業を確実に進めていくことで支援を続けていきたいと思っております。ありがとうございました。

また、ただいま今井委員から、ご挨拶ございましたけれども、今井委員におかれましては、本専門家会議の発足前から、専門家会議になってからでも6年間という長い間に

渡りまして、本当に専門的な見地から、貴重なご意見をいただいております。長い間本当にありがとうございました。委員を離れましても、ぜひ引き続きご指導、ご鞭撻をいただければと思っております。

私も、定年で、この年度末で退職することになります。1年間という短い時間でしたが、平岡委員長初め、皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

○平岡委員長 はい、ありがとうございました。それでは、これをもちまして平成28年度第4回社会福祉法人専門家会議は終了いたします。皆様お疲れさまでした。

事務局から、連絡事項があるということですのでお願いいたします。

○渋谷指導調整課長 まず、委員長から仰せつかりましたように、この事業の詰めをして、あと、また4月からの法施行に的確に対応できるように、取り組んで参りたいと思っております。

連絡事項としましては、来年度の専門家会議の予定ですが、こうした形で、制度改正、改正社会福祉法の施行が実施されますので、ここ数年は都としても法人支援策の検討に当たって委員の皆様からご意見を頂戴するために、年に3、4回と開催して参りましたが、来年度以降は会議の開催は減少する方向で考えております。いずれにしましても来年度の予定は未定ですので、改めて事務局より日程調整をさせていただき、開催して参りたいと考えております。また、最後に本日配付しました資料は、お持ち帰りいただければと存じます。

連絡事項は以上になります。本当に皆様どうもありがとうございました。

(午後 5時00分 閉会)